

平成23年6月7日

サービス付き高齢者向け住宅の登録制度に係る推奨すべき入居契約書の作成等事業の
審査結果について

国土交通省住宅局住宅総合整備課

次のとおり、サービス付き高齢者向け住宅の登録制度に係る推奨すべき入居契約書の作成等事業に係る企画提案書を特定しましたので、報告します。

<募集期間>

平成23年6月上旬～平成24年3月31日

<提案者及び評価結果>

○サービス付き高齢者向け住宅の登録制度に係る推奨すべき入居契約書の作成等事業

提案者：2者（一般社団法人全国賃貸不動産管理業協会、
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）

評価：別紙の通り、一般社団法人全国賃貸不動産管理業協会の企画提案書を特定した。

(別紙)

□サービス付き高齢者向け住宅の登録制度に係る推奨すべき入居契約書の作成等事業を行う者の審査結果について

- ・公募期間：平成23年5月23日～平成23年6月3日
- ・説明書配布者：2者（一般社団法人全国賃貸不動産管理業協会（A）、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社（B））
- ・提案者：2者（同上）
- ・評価

要件	考え方	評価結果 (A)	評価結果 (B)
(1)事業の実施に関する要件 ・事業の実施の方法等の事業の実施に関する計画が、事業の適確な実施のために適切なものであること。	事業の実施に関する計画が、事業の目的に照らし適切なものであるかどうか。	○	○
(2)技術能力及び組織・人員に関する要件 ・事業を実施する上で必要な情報収集能力、専門的な知見を有していること等、事業を的確に遂行する能力を有すること。 ・事業を実施する上で過度な組織・人員の配置を行っていないか。	推奨すべき入居契約書の作成や審査事務に関する実績又はその知見や知識を十分に有するかどうか。事業を実施する上で適切な組織・人員の配置であるかどうか。	○	○
(3)事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件 ・経理その他の事務について、的確な管理体制、公平性及び中立性が高く、事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。	適宜、事業に係る経理等の処理を行う体制となっているか、事業実施が可能な経営状況にあるか。	○	○
(4)公平性及び中立性に関する要件 ・営利を目的として本事業を行う者ではないこと。 ・その他事業を実施する上での公平性及び中立性を有すること。	事業者が、事業を実施する上での公平性及び中立性を有するかどうか。	○	○
(5)経営基盤に関する要件 ・事業に十分に専念できる経営基盤を有しているか。	事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有しているかどうか。	○	○
(6)守秘性に関する要件 ・知り得た情報の秘密を厳守すること。成果を活用したコンサルティング活動を行わないこと。	事業者の規定等において、本事業において知り得た情報を秘密にすること等の規定を設けているかどうか。	○	○

※上記2社ともに、補助対象事業者に求められている(1)～(6)の要件については全て満たしており、事業費についても妥当と判断されるため、具体的業務についての的確性、専門性及び参考見積において優位であった一般社団法人全国賃貸不動産管理業協会の企画提案書を特定した。